

契 約 内 容 変 更 報 告 書

- 1 事業番号 多教空特工 第18号
- 2 種 別 管
- 3 事業名 北栄小学校(特別教室)空調設備工事
- 4 場 所 多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82 地内
- 5 契約業者名 株式会社 ミヤジマ住設
- 6 住 所 多治見市本町2丁目14番地
- 7 変更後の契約金額 16,139,200 円
(当初契約金額) (13,200,000 円)
- 8 工 期 令和3年6月23日 ~ 令和3年10月29日
(当初工期) (令和3年6月23日 ~ 令和3年10月29日)
- 9 概 要 【工事概要】
・空調機器設備工事 … 1式
・空調配管設備工事 … 1式
・空調配線設備工事 … 1式
・附帯工事 … 1式
・ガス設備工事 … 1式
・幹線設備工事 … 1式
・動力設備工事 … 1式
・空調設備取替工事 … 1式

10 変更内容及び変更理由

(1) 空調配管設備工事

①現場調査を行ったところ、室外機設置予定箇所に既設倉庫があるため、室外機設置場所変更に伴い、冷媒配管等の延長を行うもの。

②学校との協議により、南舎2階/バルコニー乗降部分のスペースを確保するために冷媒配管等の延長を行うもの。

③理科室のドレン配管において、西側ドレン配管の支持固定が困難なため、理科室内の室内機2台のドレン配管を合流させて、東側の流し台に放流することに伴い、配管用防虫網の数量を変更するもの。(4個→1個)

(2) 附帯工事

①外構工事にて、当初設計では室外機基礎(今回分のみ)と室外機フェンス(将来用基礎分も踏まえて)の施工になっているが、将来用室外機基礎

施工性等を考慮して、今回工事にて将来用室外機基礎を施工するもの。

②内装改修にて、3階廊下に既設天井点検口があるため、廊下での天井取外し再取付を取り止めるもの。

また、教室内での天井取外し再取付施工に伴い、天井の形状(傾斜)及び照明器具との干渉等に伴い、再取付が困難なため、天井点検口(□450×450)を3箇所追加して施工するもの。

③3階廊下の露出配管経路に伴い、スピーカー及び天井点検口が干渉してしまうため、移設するもの。

(3) ガス設備工事

現場調査を行ったところ、今回工事内容にてガス設備工事を行うと将来用(特別管理室等)工事の際に施工困難かつ関係の大きさが足りず取替等支障を来すことが分かったため、ガス配管の管径を変更して施工するもの。

(4) 幹線設備工事

現場調査を行ったところ、電線管(C39)及びケーブル(EM-GET14mm2)の数量が大幅に足りないため、追加して施工するもの。

(5) 動力設備工事

音楽室において、一部の天井取外し再取付の取り止めに伴い、照明器具の取外し再取付を取り止めるもの。

(6) 空調設備取替工事(追加分)

工事施工中に特別支援教室(ひばり組)の既設空調機が故障してしまったため、取替工事を追加するもの。